

第4回芝山町議会定例会

☎総務課 行政係 ☎77 - 3901

12月9日から12日にかけて、平成26年第4回芝山町議会定例会が開催されました。上程された議案13件は全て可決されました。



■ 主な内容 ■

■ 専決処分の承認を求めることについて (議案第1号)

平成26年11月21日の衆議院解散により、第47回衆議院議員総選挙の日程が12月2日公示、12月14日

投票と閣議決定したため、選挙執行に伴う一般会計予算を専決処分したので、これを報告し承認を求めらる。

補正前	4, 745, 590千円
補正額	7, 180千円
補正後	4, 752, 770千円

■ 工事請負契約の変更契約の締結について (議案第2号)

工事規格などを変更することと併せ、不要となった地盤改良工事相当額を工事費に充当し、工事内容などを変更する。

1. 契約の目的 芝山小第二学童クラブ施設建設工事
2. 工事の場所 芝山町新井田63番地
3. 契約の金額
変更前 67,500,000円
変更後 68,860,465円
4. 契約の相手方 山武郡芝山町小池1336番地1株式会社 真行寺建設代表取締役 真行寺 純一
5. 工期 芝山町議会の可決を受けた日の翌日から平成27年3月10日まで

〈変更の内容〉

○当初築山残土・ガラの運搬を10トンダンプで行う予定で設計されたが、アスファルト舗装の破損が懸念されたため、4トンダンプに変更。

○地盤調査を行い良好な結果を得たため、地盤改良の必要性がないと判断し削除。

■ 財産の取得について (議案第3号)

次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

1. 取得の目的 県有財産の取得 (定住促進化事業等)

2. 土地の所在 芝山町牧野字宮ノ崎324番地4
3. 建物の所在 芝山町牧野字宮ノ崎324番地4
4. 取得面積
1,087,836平方メートル
5. 予定価格
1,400,000円
(35,400,000円)
6. 取得の相手方 千葉県千葉市中央区市場町1番1号 千葉県知事 鈴木 栄治

■ 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案第4号)

一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年芝山町条例第20号)の一部について、千葉県人事委員会勧告に準じて改正する。

■ 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案第5号)

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和35年芝山町条例第12号)の一部について、千葉県人事委員会勧告に準じて改正する。

■ 芝山町出産祝金支給に関する

条例の一部を改正する条例の制定について

(議案第6号)

芝山町出産祝金支給に関する条例(平成8年芝山町条例第7号)の一部を改正する。

〈主な改正点〉

条例の実効性および有効性を高めるため、「定義」と「祝金の返還」の条項を追加する。

- 「定義」では、夫婦と法律上の親子関係にあり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者を「子」と定める。1子以上を養育しながら、出産による2子以降を養育することとなつたときに祝金が受給できる。
- 「祝金の返還」の条項を追加し、祝金の支給を不正に受けた者へ返還請求ができるようにする。
- 施行期日 平成27年4月1日

芝山町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

(議案第7号)

健康保険法施行令などの一部が改正され、平成27年1月1日から施行されることに伴い、芝山町国民健康保険条例の一部を改正する。

〈主な改正点〉

国の社会保障審議会において産科医療補償制度の引き下げと出産育児一時金の総額を42万円に維持する方針が決定されたことにより、

出産育児一時金を「39万円」から「40・4万円」に引き上げ、産科医療補償制度における掛金を「3万円」から「1・6万円」に引き下げる。

- 施行期日 平成27年1月1日

山武郡市予防接種健康被害調査委員会共同設置規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

(議案第8号)

東金市田間土地画整理事業により調査委員会の執務場所、東金市田間421番地が東金市田間三丁目9番地1となることに伴い、山武郡市予防接種健康被害調査委員会共同設置規約の一部を改正することについて、地方自治法第252条の7第2項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求める。

※議案第9号から第13号(12月補正予算)については、下の表をご覧ください。

専決処分報告について

(報告第1号)

町道から民地に入入りするコンクリートスロープの段差による車両の物損事故について、損害賠償額を決定し、和解したことについて報告する。

平成26年度12月補正予算(議案第9～13号) (単位:千円)

会計名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正の内容	
一般会計(第9号)	4,752,770	156,856	4,909,626	歳入は、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金および諸収入を増額する。 歳出は町制施行60周年記念事業費の需用費、税務総務費の償還金利子及び割引料、農業振興費の負担金補助及び交付金、観光費の委託料、道路新設改良費の工事請負費、教育総務費の備品購入費、小学校費の委託料、中学校費の委託料および学校給食総務費の備品購入費などを増額する。 また、人件費の組み替えおよび債務負担行為の設定を行う。	
特別会計	国民健康保険(第10号)	1,179,708	26,229	1,205,937	歳入は、繰越金および諸収入を増額する。 歳出は、諸支出金を増額する。
	農業集落排水事業(第11号)	76,220	665	76,885	歳入は、繰入金、繰越金および分担金及び負担金を増額する。 歳出は、総務管理費および事業費を増額する。
	公共下水道事業(第12号)	447,253	818	448,071	歳入は、繰入金を増額する。 歳出は、総務管理費を増額する。
	介護保険(第13号)	583,390	312	583,702	歳入は、国庫支出金および繰入金を増額し、支払基金交付金および県支出金を減額する。 歳出は、保険給付費を増額する。